

協働事業評価制度の創設について（案）

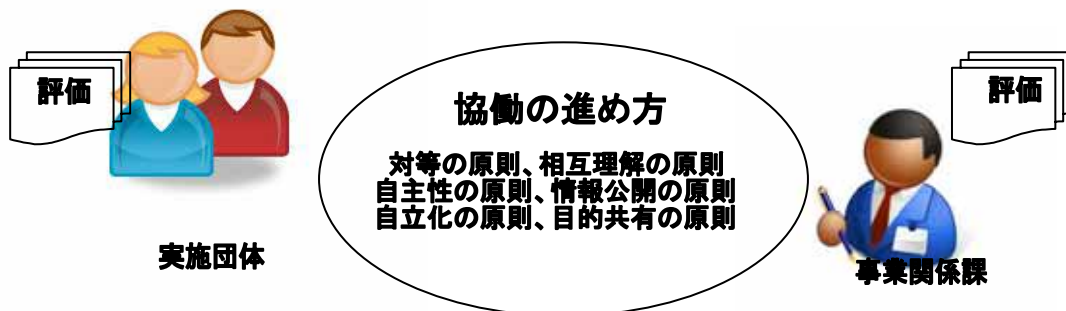
協働事業は、立場や価値観などが違うもの同士が、同じ目的に向けて力を合わせて取り組む事業である。しかしながら、こうした取り組みを経験している区民や区職員は少なく、また、協働に対する理解も十分とは言えない状況にある。こうしたことから、区民と区職員が協働事業に対する共通の認識を持ち、より良い協働事業を進めていくため、協働事業提案制度により実施している協働事業について、協働の進め方や事業を検証し、協働事業における進め方の改善やノウハウの蓄積に取り組む協働事業評価制度を創設する。

1 中間評価（確認）

協働事業実施期間中に評価（確認）を実施する。

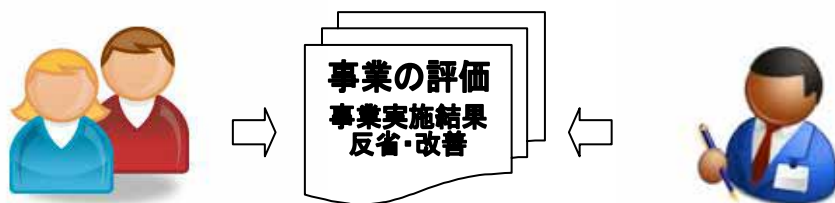
（1）協働事業の進め方に関する評価（実施団体と事業関係課がそれぞれ評価）

協働の原則に従って取り組み状況を確認するとともに、下半期に向けて課題の改善を図るため、「協働事業中間評価（確認）シート〔進め方編〕」（別紙1）を作成する。



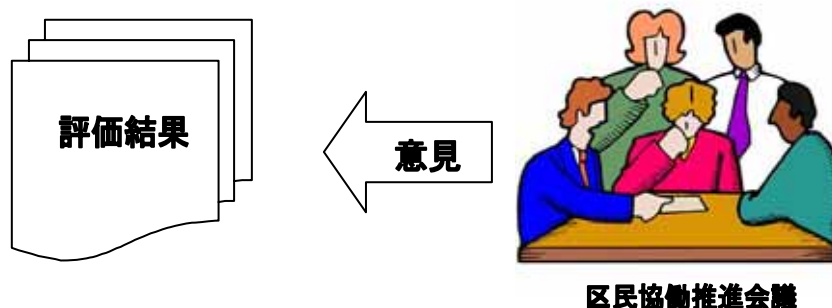
（2）協働事業の進捗状況等の確認（実施団体と事業関係課が話し合って評価）

上半期の事業の進捗状況と実施内容・結果を確認するとともに、下半期に向けて課題の改善を図るため、「協働事業中間評価（確認）シート〔事業編〕」（別紙2）を作成する。



(3) 中間評価結果への意見

区民協働推進会議は、実施団体と事業関係課の評価結果に対して、意見書を提出する。実施団体と事業関係課は、その意見を踏まえ、下半期の事業に取り組む。



2 最終評価

協働事業の終了後に評価を実施する。

(1) 協働事業の進め方に関する評価（実施団体と事業関係課がそれぞれ評価）

協働のノウハウの蓄積、協働の進め方の改善に向け、協働の原則に従って取り組み状況を検証・評価するため、「協働事業最終評価シート〔進め方編〕」（別紙3）を作成する。

(2) 協働事業の効果・成果に関する評価（実施団体と事業関係課が話し合って評価）

事業の見直し・改善に向け、事業の事業計画と実施内容・結果を検証・評価するため、「協働事業最終評価シート〔事業編〕」（別紙4）を作成する。

(3) 総合評価

事業実施団体は、協働事業の成果について、公開の場で区民協働推進会議に報告する。区民協働推進会議は、実施団体と事業関係課の評価結果と公開プレゼンテーションでの報告を基に、総合評価を行う。

(4) 区は、実施団体と事業関係課の評価結果および区民協働推進会議による総合評価の結果を公表する。

